

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	二
○市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（議会事務局）	二

公布された条例のあらまし

◆奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙区
議会の議員の選挙区について、添上郡・奈良市と山辺郡を合わせて、山辺郡・奈良市とすることとした。
- 2 選挙区別定数
議会の議員の選挙区において選挙すべき議員の数について、山辺郡・奈良市は十一人とすることとした。
- 3 施行期日
この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。

◆市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

- 1 市町村の合併の特例に関する法律の規定による奈良県議会の議員の選挙区の特例

特例

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併（平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法の規定による申請に係るものに限る。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における奈良県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律の附則の規定によりなおその効力を有することとされた同法の規定により、当該市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される奈良県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

2 市町村の合併の特例等に関する法律の規定による奈良県議会の議員の選挙区の特例

平成十七年四月一日から同日以後最初に行われる一般選挙の期日の前日までの間に行われる市町村の合併（前条の市町村の合併を除く。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における奈良県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律の規定により、当該市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される奈良県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。
- (2) 見直し
奈良県議会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に行われる奈良県議会の議員の一般選挙の期日の告示がなされる日の前日までに、施行日以後に行われる市町村の合併による郡市の区域の変更の状況、施行日以後最初に行われる国勢調査の結果による人口の状況等を勘案して、奈良県議会の議員の選挙区、各選挙区において選挙すべき議員の数等について見直し、必要があると認めるときは、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例及びこの条例の改正等必要な措置を講ずるものとする。

条 例

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十号

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する
条例

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例（昭和三十三年十月奈
良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「添上郡」を「山辺郡」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二
号とする。

第三条の表山辺郡の項を削り、同表中

市 郡	添 上 郡	山 辺 郡
十一人	十人	十人
に改める。	を	を

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第五十一号

市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

（市町村の合併の特例に関する法律の規定による奈良県議会の議員の選挙区の特例）

第一条 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われる市町村の
合併（平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法（昭和二十二年法律第六十
七号）第七条第一項の規定による申請に係るものに限る。）により郡市の区域の変更
を生ずる場合における奈良県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例に
関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を
有することとされた同法第十五条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた
日から次の一般選挙により選挙される奈良県議会の議員の任期が終る日までの間に
限り、なお従前の選挙区によるものとする。

（市町村の合併の特例等に関する法律の規定による奈良県議会の議員の選挙区の特例）

第二条 平成十七年四月一日から同日以後最初に行われる一般選挙の期日の前日までの
間に行われる市町村の合併（前条の市町村の合併を除く。）により郡市の区域の変更
を生ずる場合における奈良県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例等
に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十一条第一項の規定により、当該市
町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される奈良県議会の議員の任期
が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

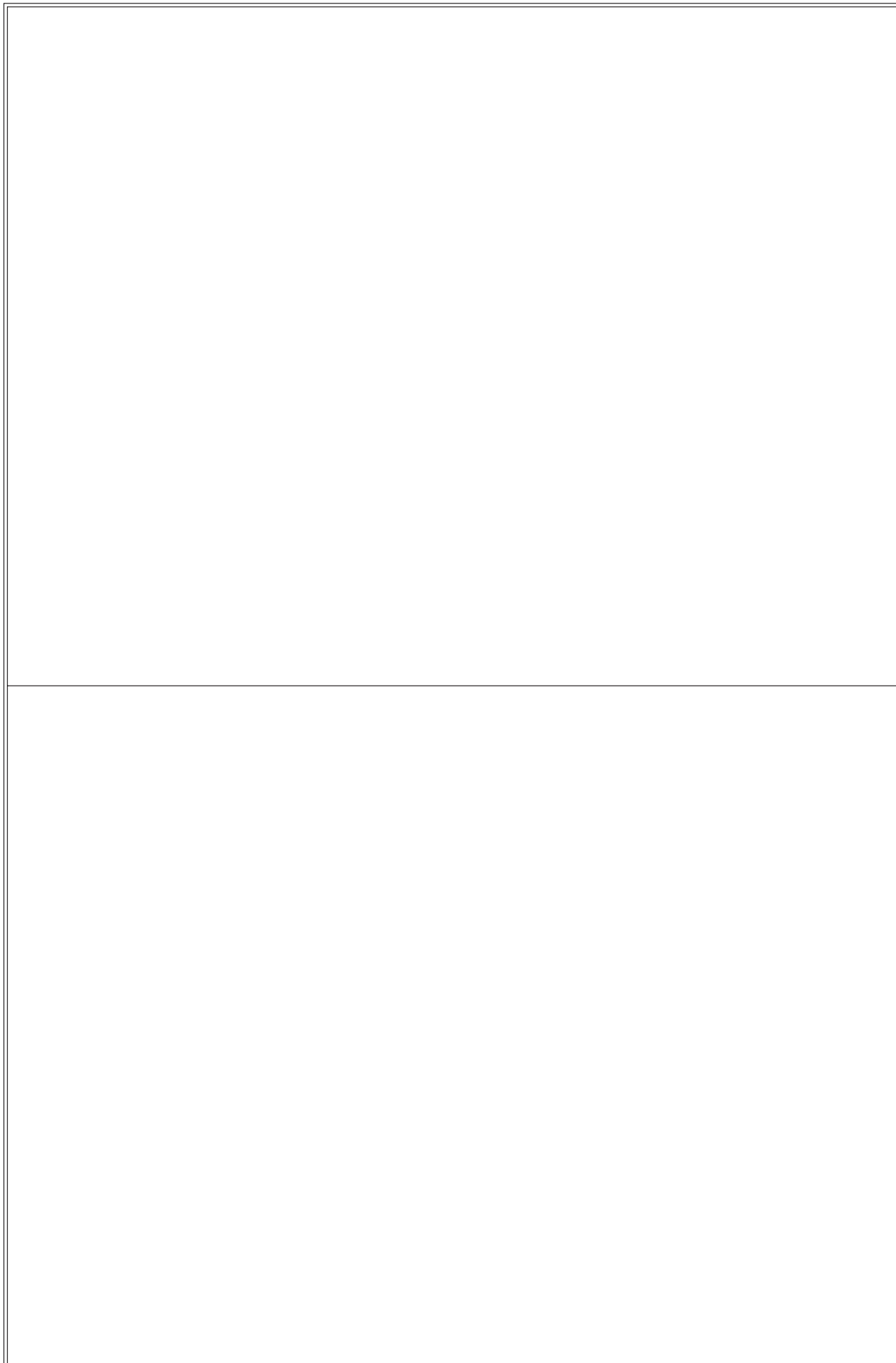
附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（見直し）

2 奈良県議会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に行われ
る奈良県議会の議員の一般選挙の期日の告示がなされる日の前日までに、施行日以後
に行われる市町村の合併による郡市の区域の変更の状況、施行日以後最初に行われる
国勢調査の結果による人口の状況等を勘案して、奈良県議会の議員の選挙区、各選挙
区において選挙すべき議員の数等について見直し、必要があると認めるときは、奈良
県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例（昭和三十三年十月奈良県
条例第三十五号）及びこの条例の改正等必要な措置を講ずるものとする。



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

